

令和5年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第4号）

○議事日程〔第4号〕

令和5年3月28日（火曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 於久弘治議員に対する懲罰動議の件について

（動議提出者の説明・質疑・懲罰委員会の設置・委員会付託・委員選任）

日程第2 第1号議案から第19号議案までについて委員長報告

（質疑・討論・表決）

日程第3 第20号議案上程

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第4 第21号議案上程

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第5 第22号議案上程

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第6 第23号議案上程

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第7 第24号議案上程

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第8 議案第1号上程

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第9 意見書案第1号上程

（提案理由説明・質疑・討論・表決）

日程第10 議員派遣の件について

追加日程第1 懲罰特別委員会の閉会中の継続審査の件について

○本日の会議に付した事件

日程第1

追加日程第1 懲罰特別委員会の閉会中の継続審査の件について

日程第2から日程第10

○出席議員（16名）

1 番 野 崎 良
2 番 在 永 恵
3 番 於 久 弘 治
4 番 毛 利 洋 子
5 番 中 尾 勉
6 番 井ノ口 憲 治
7 番 阿 部 輝 之
8 番 土 谷 信 也

9 番 成 重 博 文

10 番 松 本 博 彰

11 番 河 野 徳 久

12 番 安 東 正 洋

13 番 北 崎 安 行

14 番 河 野 正 春

15 番 菅 健 雄

16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	田 中 良 久
次長兼議事係長	大 塚 栄 彦
総括主幹兼庶務係長	黒 田 祐 子
専 門 員	小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	佐々木 敏 夫
市参事兼総務課長	安 田 祐 一
市参事兼財政課長	飯 沼 憲 一
市参事兼建設課長	永 松 史 年
企画情報課長	丸山野 幸 政
地域活力創造課長	小 野 政 文
税 務 課 長	近 藤 直 樹
市民課長	黒 田 敏 信
保険年金課長	大久保 正 人
社会福祉課長	田 染 定 利
子育て支援課長	水 江 和 徳
健康推進課長	清 水 栄 二
人権啓発・部落差別解消推進課長	
	後 藤 史 明
環境課長	尾 形 稔
商工観光課長	河 野 真 一
農業振興課長	川 口 達 也
耕地林業課長	阿 部 博 幸
農業地域支援室長	首 藤 賢 司
都市建築課長	清 水 英 文
上下水道課長	本 田 督 二
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	
	船 木 靖 幸
会計管理者兼会計課長	佐々木 真 治
選挙管理委員会・監査委員事務局長	

3月28日

	藤 重 深 雪
農業委員会事務局長	塩 崎 康 弘
消防本部消防長	榎 本 賢 二
教育委員会	
教 育 長	河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長	
	植 田 克 己
学校教育課長	衛 藤 恭 子
文化財室長	板 井 浩
総務課 総括主幹兼総務法規係長	
	矢 野 裕 治
主幹兼秘書係長	江 畠 信 之

○議長(安東正洋君) 皆さんおはようございます。

これより本日の会議に入ります。

○議長(安東正洋君) 日程第1、於久弘治議員に対する懲罰動議の件を議題といたします。

本件は、3月17日付け、11番、河野徳久君、8番、土谷信也君から、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により提出されたものであります。

地方自治法第117条の規定により、於久弘治君の退場を求めます。

(3番 於久弘治君 退場)

○議長(安東正洋君) 動議提出者の説明を求めます。

11番、河野徳久君。

○11番(河野徳久君) 11番、河野徳久です。8番、土谷信也議員の賛同を得て動議を提出いたしました。

その内容は、3月17日に議案質疑において、於久弘治議員の地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定に触れるものと思って動議を提出いたしました。

その理由を述べます。

於久弘治議員は、3月15日の議案質疑において、地元地区の中山間地域等直接支払交付金返還について、その原因が新聞報道にあった農用地転用許可を受けず、自身または親族などが使用していたと思われるプレハブ倉庫の設置によることであることには触れず、

- ・返還対象とされた集落には悪意があつて行ったことではなく、交付金返還の処罰内容をきちんと理解、把握できていれど防ぐことができた内容と思われる。
- ・我々のような素人考えでは、その程度のことでと思われることが、そこまで処罰されるのかと思つて

しまいがちだが、こういった厳しい処罰が科せられることについて、市の指導として、地元集落協定に十分な説明を行っていたのか

などの発言があり、交付金の返還原因が農用地の目的外利用による法令違反であることを、あたかも行政の説明不足のためであるかのような発言をしたことは、市民を惑わすものであり、議会の品位や権威をおとしめる発言であります。

さらに、議案質疑を利用し、周知徹底などの指導を強く要望したことなどは、本市議会議員としてこれを不問に付すことはできません。

以上、於久弘治議員の発言は、会議規則第55条及び第151条の規定に違反するため、於久弘治議員に対し懲罰を課すことを求めるものです。

議員各位の賛同をお願いし、懲罰動議提出の説明を終わります。

○議長(安東正洋君) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭であります。ただいま、河野徳久議員から懲罰動議の説明がありました。

実は、その内容は、於久議員の議案質疑に対する発言内容が会議規則に違反するということが主な要因であります。よって、私は議会運営委員会でも議論をしたんですけども、2回、大分合同新聞を飾りました。後の方は社会面トップなんですけれども。この内容から見たらですね、ただ、於久議員の議案質疑の発言が懲罰に値するかどうかということよりは、もっと市民全体から考えて、なぜ、佐野地域でこういう、大分合同にこれだけ大きな記事になるようなことが起こっているのか。ここから教訓を引き出して、二度とこういう事件が豊後高田市内で起こらないようにするというのは、市長や私も市議会議員の大きな仕事だと思うんです。

懲罰というのは、於久議員の発言がどうであったかというだけのことにとれるんですけども、しかし聞くところによると——だから私は、調査特別委員会ではっきりさせようという主張をしてきたんですけども、その後に懲罰動議が出されたために、今回の冒頭でこれが議題になったわけです。

よって、提案者にお尋ねしたいのはですね、目的は、於久議員の発言が問題であるから於久議員に懲罰を加えるという内容なんですけども、今日の議会運営委員会の中でも、これは懲罰に値しないよとい

う議員の発言もありました。それです、値するかどうかというのは、特別委員会を設置して審議の中で決まることだと思うんです。私もその辺は、はっきりまだどうだということは言えないんですけども、一番大事な点は、何が起きているのか、いわゆる661万円返還するというのは大変な問題なんですよ。何でこんなことになったかというのを市民は知りたいし、私たちは市会議員としても真実を知りたいわけなんです。

河野徳久議員に質問したいのは、私たちはその前に調査特別委員会をつくるということを議会運営委員会で議論をして、委員長が議長に答申をしたわけですね。その結果、議長は、善処いたしますと答弁をとするわけです、市民の前でね。その後、動議が出たから、調査特別委員会はつくりませんと、この懲罰動議一本でいくということになっているんです、今現在ね。だから聞いているんです。

だから、それは私どもが主張した調査特別委員会をつくらなくても、懲罰委員会の中で資料の提出を求めたり、あるいは参考人として、いろいろとうわさされている人などについて、あるいは意見を持っている人などについても、参考人として委員会に出席をしてもらって意見を聞くことができます。何で661万円を返還することになったその主な要因についてもね、その調査特別委員会じゃなくて、今日、今から設置をする懲罰特別委員会の中でそれができるという理解かどうかということを知りたいんです。

以上です。

○議長（安東正洋君） 11番、河野徳久君。

○11番（河野徳久君） 大石議員の質疑にお答えしたいと思います。

私は、懲罰動議というのは3日ルールというものがあるので、15日に起こった事件に対して、17日中に賛同者を得て動議を提出したわけでありまして。

2番目の大石議員の、どのような調査特別委員会をつくる方が、もっと真実が分かるんじゃないかという内容のことを、今、私に聞いたと思うんですけど、その点については、私は深く考えておりません。

以上です。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） ただいま答弁をお聞きしましたが、私が述べたのはね、調査委員会の設置のことについて、前回の16日の日のですね——えっと、日にちはちょっと覚えてないけど、議長の諮問を受けて議会運営委員会が開かれたんです。そこでも

う、委員長に聞いても詳しいことは分からないので、議長の諮問の内容について改めて議長からお聞きしましてね、議論して、全部で40分かかったんですよ。議会運営委員会で40分かかったという、まず、豊後高田市史上では初めてじゃないですかね。それだけかかって、最終的に調査特別委員会を設置することが満場一致で決まって、委員長がこの議場でですね、議長宛てに答申をしたんですよ。それに対して議長が、善処しますと答えたという経過があることを言ったわけですね。

そうなった経過は、私もそうした方が市民のためになるんじゃないかと、それが懲罰に値するかどうかも含めて、そのことが明らかになるんじゃないかということだったんだけど、法律的には今、徳久議員から述べられたように、案件が起こった3日以内に動議を出さなければ議題にならないということを出したんだということ。それはもう、誰でも分かっていること、法律はそうなっていますからね。

そのことを聞いたのではなくて、それで残念ながら、今回は動議が出たということで、こっちの動議の方が優先するということで、調査委員会は今のところ設置しないと決まっちゃったんですよ。議題にないんですよ。だから、調査特別委員会が設置できなかったんで、懲罰特別委員会をつくらなかった場合に——つくってくれという動議なんですよ。つくった場合に、その調査の内容というのはいくらまでできるんですかと。それは、参考資料を執行部の方から提出させる、あるいは関係者から提出させる、証言としてね、そのいろいろうわさに上がっている人、あるいは苦情を述べている人などなど、関係者をね、調査委員会の中で上げて、この人とこの人とこの人から証言をしてもらおうというような活動が懲罰特別委員会の中でできるというように提案者は考えているんですかという質問。もう一回いいですか、提案者の意見なんですよ。提案者は懲罰動議を出されたわけだけでも、議会運営委員会の中では懲罰に値しないよという意見があるんですよ。私はもう調べてみないと分からないんですよ。調べてみないと懲罰に値するかどうかというのは確定できないと思うんですね。

これはまだ賛否があるかと思うんですけど、その前のことなんですよ。その前に、そういう関係の、必要な資料の提出を求めたり、あるいは参考人を呼んだりして、いわゆる661万円を返還することになった経緯などについて、この懲罰特別委員会で審議をすることができるのでしょうかという質問なんです。

3月28日

その辺はどうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 11番、河野徳久君。

○11番（河野徳久君） 大石議員の再質疑にお答えします。

私は、この動議は議場内であった真実か真実でないかについての動議であります。それが1点。

2点目の調査特別委員会を設置すべきであるという議運の委員長の報告については、私は議運におりませんので、議運の中でどのようなことが審議されたかは知りません。

そして、この調査特別委員会を設置するきっかけ、私は法的に見つけることができいていません。法的にできるということがあれば、大石議員が提案すればいいんじゃないですか。そのように考えております。

○16番（大石忠昭君） 議長、もう一回いいですか。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私が今ね、意見もいろいろ述べているんだけど、質問内容というのはね、今日、懲罰特別委員会設置が決まれば、その後の審議についてですね、今はもう繰り返しませんけども、その必要な資料の提供、必要な方を参考人として出席してもらって意見を聞く、そういうことができるんですかということを知っているんです。できると提案者は考えているんですか。考えていなければ、考えてないと言うなら、今度私の意見なんですけど、それは懲罰動議ではなくて、議長の権限で今の於久議員の発言については、例えば、発言を取り消すとか、発言を訂正するとか、あるいは陳謝を求めるとかいうことも議長の権限としては法的にはあるんですよね。それを聞かなかったということで、懲罰動議を出すこともできるわけですね。しかし、それも3日以内なんですけどね。

それではなくて、於久議員の議案質疑の発言の一部を取り上げて懲罰動議と今なっているものだから、これはただ発言の一部だけを問題があったかないかというよりは、市民から見たら、何で661万円も返還をしなければならなくなったのかという、この真実を知りたいと思うんです。私も知りたいんです。

だから、それは調査特別委員会じゃなくて、今日設置をする懲罰特別委員会の中でそういうことができるんですかと、委員長の見解を聞いても、まだ委員長の見解がないんですけども、委員長の見解がなければ、議長からでもいいんですけど、ちょっとその辺を市民に明らかにしてもらわないと、設置をしても、懲罰に値しないとなったら、それは豊後高田

市議会の恥になりますよ。そんなもんなら取り下げた方がいいということになりますよ。

実は、一番この豊後高田市議会でのこの種の懲罰動議というのは私にかけられたんですよ。平成25年6月議会でしたね。私もちゃんと弁明もしましたが、それでも委員会設置されて、委員会は3日間審議をしたんですけども、その懲罰については、大石議員は懲罰には科せられないという結論、これも表決した結果、満場一致で懲罰には科せられないという結果になったんですよ。

今回もそういうことになるかも分からない。それは全く審議しないと分からないけどね。分からないだけに、私は審議の中身として、資料の提出や関係者を招集かけて徹底した審議ができるんですかということを知っているんですよ。提案者にもう1回答弁を求めたいと思うんです。

それでできなかつたら、議長の見解も述べてもらえたらと思います。

以上です。

○議長（安東正洋君） 11番、河野徳久君。

○11番（河野徳久君） 大石議員の再々質疑にお答えいたします。

私たちが提案しました動議は、この議場であったことが真実であるか否かを特別委員会が設置された場合は審議されるものと考えております。

それと、調査特別委員会が考えておられるようなことをこの懲罰特別委員会で審議できるかどうかということは、私は法的にまだ熟知しておりませんので、お答えを差し控えさせていただきます。

以上です。

○16番（大石忠昭君） 議長、答えてもらえませんか。議長の見解を。

○議長（安東正洋君） 私も、今の徳久議員の意見に賛同するわけでございますけど、私もそこまでの権限については調べておりません。

よって、この懲罰動議が成立するかせんかというのは今後のこれからの議題だと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○16番（大石忠昭君） もう質問できませんわね。終わります。

○議長（安東正洋君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） これにて質疑を終結いたします。

於久弘治君から、本件について一身上の弁明をしたいとの申出があります。

お諮りいたします。

これを許すことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、於久弘治君の一身上の弁明を許すことに決定いたしました。

於久弘治君の入場を許します。

(3番 於久弘治君 入場)

○議長(安東正洋君) 於久弘治君に一身上の弁明を許します。

於久弘治君。

○3番(於久弘治君) 議席番号3番、於久弘治でございます。弁明の機会を与えていただいたことに対しまして感謝申し上げます。

このような場合、議会の中でどのような発言をしてよいのか、議会経験の不足と勉強不足であります。私なりの弁明をいたします。

議案質疑の時間でありながら、議案の内容についての質問が乏しく、また、議案に対して要望という、議案に対して不向きな発言をしたこと、また、私の発言に関して議会の皆様に余計な時間を費やしたことに対し、大変申し訳なく思っております。

今後、地方自治法並びに豊後高田市議会関係例規集・先例集に鑑み、豊後高田市基本条例第18条、議員の政治倫理に従い、議員として良識と責任を持って議員の品位を保持し、識見を高め、市民の疑惑を招くことのないよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(安東正洋君) それでは、於久弘治君の退場を求めます。

(3番 於久弘治君 退場)

○議長(安東正洋君) 懲罰の動議につきましては、会議規則第161条の規定により、委員会の付託を省略できないことになっております。

よって、於久弘治議員に対する懲罰の動議については、6人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 16番、大石忠昭君から異議がありますので、起立により採決いたします。

議席に設置されている可否、いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。

い。

以後、起立採決の際は同様をお願いいたします。

(「賛成の人は立たな」と言う者あり)

(賛成者起立)

○議長(安東正洋君) 賛成多数であります。

よって、於久弘治議員に対する懲罰の動議については、6人の委員をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました懲罰特別委員会の委員選任については、委員会条例第7条の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。指名の方法は、先例により、正副議長及び正副議会運営委員長で協議し、議長が指名することにいたします。

協議のため、しばらく休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時36分 再開

○議長(安東正洋君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

懲罰特別委員会委員を指名しますので、事務局長に発表させます。

○事務局長(田中良久君) それでは、懲罰特別委員会委員の氏名を発表いたします。

5番、中尾 勉議員 7番、阿部輝之議員

13番、北崎安行議員 14番、河野正春議員

15番、菅 健雄議員 16番、大石忠昭議員

以上であります。

○議長(安東正洋君) お諮りいたします。

ただいまの諸君を懲罰特別委員会委員に指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君を懲罰特別委員会委員に選任することに決しました。

懲罰特別委員会委員の方々は、休憩中に懲罰特別委員会を開いて、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

会場については、第一委員会室にてお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時47分 再開

○議長(安東正洋君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

懲罰特別委員会の正副委員長の互選の結果につい

3月28日

て報告がありましたので、発表いたします。

委員長に、7番、阿部輝之君
副委員長に、14番、河野正春君
以上のおおりであります。

ただいま懲罰特別委員長から懲罰特別委員会の閉会中の継続審査についての申入れがありました。

お諮りいたします。

懲罰特別委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長(安東正洋君) 追加日程第1、懲罰特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

懲罰特別委員長から、現在審査中の事件について、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

懲罰特別委員長の申出のおおりに、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることにご異議がありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員長の申出のおおりに審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決しました。

於久弘治君の入場を認めます。

(3番 於久弘治君 入場)

○議長(安東正洋君) 日程第2、第1号議案から第19号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、菅 健雄君。

○総務委員長(菅 健雄君) 皆さんおはようございます。総務委員長報告をいたします。

去る3月20日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第5号議案、令和5年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算は歳入歳出それぞれ3億7,178万8,000円が計上されています。

個人の加入件数は、令和5年2月末時点で8,698

件、加入率は95.9%となっており、歳出の主なものは、ケーブルネットワーク施設の運営費、維持管理費です。

その財源は、使用料、繰入金、市債などで措置されています。

審査の中で委員より、「本市では、80歳以上の高齢者だけで構成される世帯の使用料を免除しているが、県内でケーブルテレビ事業を実施している他の自治体も同様という認識でよいか」との質疑があり、執行部からは、「全てのケーブルテレビについては把握していない」との答弁がありました。

また、「ケーブルテレビ加入率95.9%の分母について」の質疑があり、執行部からは、「自治会に届けられた世帯数を算定の基礎としており、9,073世帯を分母としている」との答弁がありました。

そのほか、「新年度の新たな加入見込数について」の質疑があり、執行部からは、「令和5年2月末時点の実績は317件であり、新年度では340件を見込んでいる」との答弁がありました。

審査の結果、第5号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のおおりに可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和4年度豊後高田市一般会計補正予算(第6号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算の内容については、国庫支出金などで財源措置されており、補正額は1億8,507万3,000円の減額で、補正後の予算総額は、188億4,425万2,000円となっています。

歳出予算の内容については、総務費では、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったイベントの経費などが減額されています。

公債費では、平成23年度臨時財政対策債の利率見直しに伴い、償還方法の影響のため償還元金を増額する経費、並びに金利の上昇により、借入金の償還利子を増額する経費が計上されています。

次に、地方債補正については、し尿処理施設整備事業が追加され、過疎地域持続的発展特別事業などの限度額の変更を行っています。

審査の中で委員から、「公債費の長期債利子の増額の要因について」の質疑があり、執行部からは、「利子の増額の要因は2つある。1つは、平成23年度臨時財政対策債の利率を0.8%から0.1%に見直したことにより、利子が約159万6,000円減ったもの。もう1つは、本年度予算見積時の金利0.07%がその後0.2%まで上がったことによる影響額285万7,000

円である。これらの差し引きにおいて、金利上昇の影響が大きかったため増額するもの」との答弁がありました。

また、「市は各種基金を金融機関に貸出しているが、この分の金融機関から市に入る利息も予定より多いのか」との質疑があり、執行部からは、「定期預金は、1年定期がほとんどであり、あまり変わらない」との答弁がありました。

また、「借入の入札等は何行ぐらいで行っているのか」との質疑があり、執行部からは「見積もり合わせを6行で行い、一番低い提案があった金融機関で借入れをしている」との答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第14号議案、損害賠償の額の決定及び示談については、消防用ホースによる車両の破損事故に係る損害賠償の額の決定及び示談することについて、議決を求めるものです。

審査の結果、第14号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） それでは、社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 社会文教委員長報告をいたします。

去る3月22日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案12件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第2号議案、令和5年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ30億1,884万8,000円が計上されています。

歳入の主なものは、国民健康保険税、県支出金、繰入金です。

歳出の主なものは、保険給付費、国民健康保険事業費納付金です。

審査の結果、第2号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第3号議案、令和5年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億1,381万1,000円が計上されています。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料繰入金です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金です。

審査の結果、第3号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第4号議案、令和5年度豊後高田市介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ、28億5,282万1,000円が計上されています。

歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金です。

歳出の主なものは、保険給付費、地域支援事業費です。

審査の結果、第4号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和4年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、令和3年度事業における、国庫支出金の精算償還金が計上されています。

民生費では、老人福祉施設事務費の見直しが行われ、養護老人ホーム職員の処遇改善に伴い、措置費を増額しています。

衛生費では、国の補正予算で措置された事業である出産・子育て応援交付金事業において、令和4年4月以降の出生児童から遡って適用される経費などが計上されています。

教育費では、キラリいろ幼稚園の保育室拡張工事に係る工事費などが計上されています。

また、繰越明許費の設定については、出産・子育て応援交付金事業などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員から、「老人措置事業費において、養護老人ホーム職員の処遇改善はどの程度の金額なのか」との質疑があり、執行部からは、「市内の六郷園では、入所者1人当たり月額2,370円の措置費の増額であり、その総額をもって職員の処遇改善に充てるというものである。なお、市外のくにみ苑、山香苑では1人当たり1,300円または、1,200円の増額である」との答弁がありました。

また、「増額する金額の違いについて」の質疑があり、執行部からは、「各自治体が施設ごとの規模、職員数等を加味して決定をしており、他の自治体の具体的な決定内容は承知していない。六郷園については、支援員数に国が示した単価である月額9,000円を掛け、施設の年間平均入所者数で割り、増額分

3月28日

を決定したものである」との答弁がありました。

その他、「出産・子育て応援交付金事業において、本市の出産祝い金は10万円であるが、これにプラスされるのか、それとも、この事業に代わることになるのか」との質疑があり、執行部からは、「令和4年度に生まれた子どもに対しては、これまでの市独自の祝金10万円と国の新たな制度分の10万円を合わせて交付するようになる。令和5年度からは、市の分を国に置き換え支給するようになる」との答弁がありました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第9号議案、令和4年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、不足する大分県後期高齢者医療広域連合納付金を増額するものです。

審査の結果、第9号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第10号議案、令和4年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、過不足が生じる介護給付費の調整を行うものです。

審査の中で委員から、「施設介護サービス給付費の当初予算と決算見込みの差が大きい点について」の質疑があり、執行部からは、「施設に入所されている方がコロナ禍の影響で入院し、介護保険適用から医療保険適用となった影響額、約7,200万円などによるもの」との答弁がありました。

審査の結果、第10号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第12号議案、豊後高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについては、豊後高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すものです。

審査の中で委員から、「郵便局の指定を取り消し、代わりに公民館で住民票や印鑑証明などを発行することになるというが、公民館には休みがある。市民の利便性についての考え」とについての質疑があり、執行部からは、「郵便局での行政証明の発行実績は、ピーク時の3分の1程度であり、郵便局からの維持管理等の経費の大幅な見直しも提示されたこともあり、検討を重ねた結果である。市民サービスの低下になり大変申し訳ないが、ご理解いただきたい」との答弁がありました。

審査の結果、第12号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第15号議案、豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、学校医及び学校歯科医の報酬の額の改定を行うため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第15号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第16号議案、豊後高田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び豊後高田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第16号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第17号議案、子ども・子育て支援法の一部改正に伴う関係条例の整理については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うものです。

審査の結果、第17号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第18号議案、豊後高田市生活支援ハウス条例及び豊後高田市立デイサービスセンター条例の一部改正については、昨今の物価高騰及び賃金引上げの情勢を鑑み、高齢者生きがい対応型デイサービス事業に係る利用料金の見直しを行うため、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第18号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第19号議案、豊後高田市国民健康保険条例の一部改正については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

審査の結果、第19号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） 産業建設委員長、土谷信也

君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員長報告をいたします。

去る3月23日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第6号議案、令和5年度豊後高田市水道事業会計予算は、業務の予定量としては、給水戸数6,432戸、年間総給水量192万5,000立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益3億2,378万3,000円に対し、事業費用3億1,168万4,000円を予定し、差し引き1,209万9,000円の当期純利益となっています。

資本的収支では、収入総額8,945万4,000円に対し、支出総額1億8,957万6,000円を予定し、差し引き1億12万2,000円の不足額が生じますが、この不足額は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補てんを予定しています。

審査の結果、第6号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第7号議案、令和5年度豊後高田市下水道事業会計予算は、業務の予定量としては、水洗化人口9,900人、年間総処理水量184万立方メートルを予定しています。

収益的収支では、事業収益8億5,563万8,000円に対し、事業費用8億5,564万4,000円を予定しています。

資本的収支では、収入総額4億5,159万4,000円に対し、支出総額7億4,156万9,000円を予定し、差し引き2億8,997万5,000円の不足額が生じますが、この不足は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんを予定しています。

審査の結果、第7号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第8号議案、令和4年度豊後高田市一般会計補正予算（第6号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容としては、総務費では、中山間地域等直接支払交付金において、地元集落協定からの交付金自主返納に伴う国費及び県費返還金が増額されています。

農林水産業費では、予定していた事業において事業該当がなかったことなどにより事業費が減額されています。

商工費では、真玉海岸観光交流拠点施設建設工事の変更などにより事業に要する経費などが減額されています。

土木費では、がけ地近接等危険住宅移転事業への申請がなかったことから事業に要する経費が減額されています。

災害復旧費では、令和4年9月の台風14号による災害復旧事業の実施設計完了に伴い、事業費が減額されています。

繰越明許費の設定については、農業基盤整備促進事業などの繰越措置を行っています。

審査の中で委員から、「中山間地域等直接支払交付金返還において、佐野集落分の無断転用したという土地の地目及び面積について」の質疑があり、執行部からは、「無断転用があった土地は、登記上、田であり、面積は、1筆で797平方メートルである」との答弁がありました。

また、「その土地は農振地域なのか、また、圃場整備事業が入っている中の1区画なのか」などの質疑があり、執行部からは、「農業振興地域内、かつ、圃場整備がされた区画内の土地であり、換地で登記されている」との答弁がありました。

また、「中山間交付金の関係で農業振興課の担当となっているが、農業委員会の見解や指導は」との質疑があり、執行部からは、「当時、その土地に無断転用の状況があるということで、農業委員会が確認の上、相手方に撤去の指導を数回したと聞いている」との答弁がありました。

また、「議案質疑において、指導が悪かったのではと質疑されていたのを記憶しているが、農業振興課や農業委員会で行った指導の時期等について」の質疑があり、執行部からは、「令和元年に初めて無断転用が確認され、その段階で当然、当事者、関係者に撤去として数回指導している。その後、令和3年2月から3月にかけて会計検査が入り、その時に再度のプレハブの撤去並びに原状復帰を指導した後に、撤去・原状復帰されたもの」との答弁がありました。

また、「大分合同新聞の記事に間違いはないと課長は認識しているのか。また、指導が行き届かなかったと思っているのか」との質疑があり、担当課からは、「新聞記事での選挙事務所というのは、直接、目視で確認していない。なお、指導については、56全ての協定を集めての説明会、そして、地域によりケースが違うので、全体と併せて、代表や事務局と

3月28日

は連絡を取りながら、個別対応を随分と行っている。私どもの指導に特段問題があったとは思わない」との答弁がありました。

なお、審査の中で、委員より現地を実際に確認したいとの申し出があり、一旦審査を中断し、農業振興課長の案内により委員全員で現地視察を行いました。

審査の結果、第8号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、市道路線の認定及び廃止については、市道路線を整備するものです。

審査の中で委員から、「真玉干拓B-8号線について」の質疑があり、執行部からは、「この路線については、市道が連結して続いているので、古くなった橋をこれから維持していくために市道として認定し、管理をしていきたいと考えている」との答弁がありました。

審査の結果、第11号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第13号議案、公の施設の指定管理者の指定については、豊後高田市真玉海岸観光交流拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため、当該公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

審査の結果、第13号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） 予算審査特別委員長、毛利洋子君。

○予算審査特別委員長（毛利洋子君） 予算審査特別委員長報告を行います。

去る3月24日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

審査の結果、第1号議案、令和5年度豊後高田市一般会計予算は、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安東正洋君） ここで、採決表の訂正をお

願いいたします。

採決表の一括採決するもののうち、第2号議案でございます。令和5年度豊後高田市民健康保険特別会計予算について、付託委員会が産業建設委員会となっておりますが、社会文教委員会の誤りでございますので、ご了承願います。

以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。ただいま市長から提案されております議案について、各常任委員会や予算特別委員長から審議の結果が報告されましたので、もう少し理解を深めるために委員長に質疑をしたいと思います。

最初は、社会文教委員長についてです。その中で第2号、3号、4号議案、これは国民健康保険の特別会計、後期高齢者医療保険の特別会計、介護保険特別会計ですが、これ合計しましたら予算額が約65億円になると思います。今の報告では、いずれも提案の趣旨を認めて全員異議なく可決をしたという報告がありましたが、1点だけの質問ですけれども、65億円の予算の中で、市民の立場に立って質問をした議員が全くなかったのかなと思いましたが、それでよいのかどうか。

2つ目は、産業建設委員長にお尋ねしたいんですが、佐野の西村地区の中山間地の集落事業について、予算上ではですね、総務の予算になっているんですが、いわゆる国と県に交付金を返還する。これは豊後高田市が返還する予算ですね。総務になっているから、私は総務委員ですから総務委員会に付託されるかなと思っておったんですけど、そうじゃなくて、産業建設委員会に付託をされました。これは約でいきますと、国と県に500万円を市が返還をするという予算なんです。

お尋ねしたいのは、現場を調査をしたということなんですが、その現場というのは、大分合同新聞に写真つきで掲載されました、いわゆる4年前の市会議員選挙の選挙事務所に利用されたという建物が、農振地域で圃場整備事業で行われたその土地を、いわゆる宅地転用しないままに建物が立ってあったということですね、返還ということになったというように新聞記事でもそう書いているし、先ほどの説明もあったんですけども、一般的に私ども、私は市会議員ですから、一般市民の皆さんも、ただ圃場整備で

整備された土地に埋め土をして建物を建てたということだけでね、地元からの返還は661万円なんです。それだけの選挙事務所をつくったという、農地転用しないで選挙事務所をつくっただけで661万円も返還するんかというのはね、ちょっと普通考えられないなと私は思うんですけど、一般市民もそう考えると思うんですよ。それを、現地視察をしたというのは、その土地の部分だけを現地視察をして審議した産業建設委員の皆さんも、たったのこれだけ、今、現地は少し赤土を埋めつつあるという状況ですわね。そのことについて、これだけのことで661万円も地元から返還をし、そのうち、市も出しておりましたから、市の分は市のものになるが、あとは国と県に返すという、これが予算案なんです。その辺を私はまだ、本当に現場も見えておりますけども、よく理解できないんです。議案質疑もしましたが、時間が足りないんでできないんだけどね。産業建設委員の皆さんは、この500万円を国・県に市が返還をすると。その予算について現場を見て、これで納得、皆さん満場一致で決まったということなんですけども、その現場を見ただけで納得できたのかどうかを聞きたいんです。

私がまた疑問に思うのは、その建物ね、選挙事務所に使ったやらというその建物そのものも、この交付金で活用されたのかなあと、これを私は確認しておりません。そういう不明朗な点もあったんじゃないかなと思いますけど、そういう点などについては審査の中でですね、議論になったのか、なっていないのかね。ぜひそういう点については、市民の間ではっきりさせてもらって、二度と、ただ農地転用していないところに建物を建てただけで661万円も返還するような、そういう事件を起こさないようにしてもらいたいので、その点について現地調査をしたということは立派なことだと思うんですけども、現地調査の結果、何か問題点などが明らかになったんならね、皆さんの現場調査したことを評価できると思うんですけど、どういう点が明らかになったのか。今説明がなかったと思いますので、説明してもらいたい。

次は、予算審査特別委員会の委員長にお尋ねします。それぞれの3つの常任委員会の委員長は、審議の様態を詳しく報告をしていただきました。今日のこの議会の様態もケーブルテレビで放送されています。市民の皆さんは、市長がこういう議案を出したんかと、そういう審議したんかと、議員はなかなか

活動、姿が見えんけれども、市長が提案したことについて、市民の立場でよく審議しとるんだなという形で評価をしていただけると思うんです。

予算についても同じようにね、やはり今の毛利委員長の説明では、全員構成ですから審議の様態は皆さんお分かりだということで省略するとありましたけどね、今後については、副議長が予算委員長というのが慣例になつとるけど、副議長を毛利議員が続けるかどうか私は知りませんがね、もし続けるんやったら、次の委員会からは、やっぱりポイントだけは委員長報告で説明していただいたら、市民は大変助かるんじゃないかなと思います。

ついでに述べておきますけど、別府の議会は、各常任委員長の報告は、今日あったような報告は、全部ホームページで公開しています、文書でね。全部どういう質問があつてどういうことになったというのが全部分かるようになっていきます。一例を紹介しますがね。そういう時代になっておりますので、市民は知る権利を持っていますから、予算委員会についても決算委員会についてもね、ぜひそうならいいなど。決算委員会も副議長が委員長を務めますんで、今あえて意見を述べますが、今後こうしたいということがあれば説明してください。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 大石議員の質疑にお答えをします。

第2号議案、第3号議案、第4号議案については、質疑はございませんでした。

以上です。

○議長（安東正洋君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員会の質疑にお答えをします。

661万円の返還金に対しては、全体的な金額でそういうふうになっているから、その797平方メートルだけの金額ではないという説明を受けておりますので、金額的には納得していると思います。

現地調査では、選挙事務所とされているハウスは撤去はされておりました。そこにはなかって、別の土地のほうに移転をされているような状況であります。そして、ハウスに対しての質問は、委員からはありませんでした。

現状とすればですね、ハウスを撤去した後は、赤土をならしたような、地目が田となっておりますけど、田とは思えないなというような感想は皆さんお持ちのようでした。まだ荒れたような土地もあるし、耕作しているところもあるし、一部畑のような状態かなというような感想を委員の皆さんはお持ちでなかったかなと、そういうところでございます。

以上で、よろしいでしょうか。

○議長（安東正洋君） 予算審査特別委員長、毛利洋子君。

○予算審査特別委員長（毛利洋子君） 大石議員の質疑にお答えします。

今後しっかりと検討してまいります。よろしくお願いたします。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 社会文教委員長にもう一度お尋ねをいたします。

今、コロナ禍の下で物価が次々と高騰しまして、市民の生活が大変で、そういう中から市民の皆さんが国民健康保険税を何とか滞納しないようにと努力して払っていただいておりますし、収納率もよくなっています。また、後期高齢者医療保険料についても、介護保険料についてもしかりです。

お尋ねしたいのはですね、先ほどこの65億円の予算に対して、誰からも質疑がなかったということは分かりました。びっくりですね。

それで、2つ目に聞きたいのは、あなたが委員長を務めておられて、この議題を各それぞれの担当課長から説明があった後にですね、質疑、ご意見はありませんかというように委員長が述べたと思うんですけども、質疑はなかったということは分かったんですが、意見についてもね、全くなかったと、誰一人からも国保税が高過ぎる——後期高齢者医療保険が昨年上がりまして、全国47都道府県の中で大分県の保険料は6番目に高いんですよ。何で大分県はこんなに高いのかというような意見、あるいは介護保険についても同じなんですけど、そういう意見も、市民の暮らしを守るために、何とかそういう高過ぎる国保税や後期高齢者医療保険や介護保険については引き下げるべきじゃないかと、ため込んでいるお金なども活用して何とか市民の負担を減らそうというような意見も全くなかったということなんですか。説明してください。

それから、産業建設委員長にもう一回聞きたいんですけど、一般市民は新聞記事しか分からないんです

ね。私も読み直してみても理解できない点があるから、調査特別委員会を要求し続けておるんですけど。

しかし、先ほど申しましたように、土谷委員長以下5人の委員が現場を視察したということは評価をしております。それで、今現状がどうなっているかという報告もありました。私が聞いた中でも、ただ、圃場整備をした土地に地目変更をしないまま、許可をもらわないままに建物を建てたと。それが発覚したので撤去命令を出したということが分かりましたね。それは分かるんですよ。私に分からないのは、661万円の地元としては返還ですわね、その返還金も組合員の負担で全部返還すると聞いていますからね、それでその辺がちょっと納得できないので、もう一回だけ聞きたいんですよ。その建物を建てたことが、いわゆる農地に建物を建てたことが問題なんだと。だから農業委員会の指導で撤去も入れた。ここまでは誰でも分かるんですね。だけど、それだけで661万円か。それ以外も含まれるという答弁もあったんですけど。私は一番疑問なのは、その建物そのものが、交付金が運用されているんじゃないかなあとように思えてならないんです。それは私は調べておりませんけどね、その辺の疑問点や、実際、執行部に質問をして、その辺はどうだったとかいうことは明らかにならなかったと、今の答弁だと思うんですけど、本当にならなかったのか。その辺は委員長としても疑問を持っておられるんじゃないかと思いますが、もう一回答える点があったら教えてください。

最後に、予算審査特別委員長から、ちょっとよく聞き取れなかったけど、今後勉強しますというように聞こえたんですけどね、何とかこれは議長とも相談をするし、また、議長から議会運営委員会で議論すればそこでもすればいいんですけどね、何とかやっぱり議会は開かれた議会、本当市民に役に立つ議会にぜひ変革してもらいたい、刷新してもらいたいという気持ちがありますのでね、その辺は議会事務局の職員は大変だと思うけどね、私は長いこと議員をしておりますけど、今の議会事務局職員はね、田中局長をはじめね、あと皆さん本当に立派ですよ。水準が昔に比べたら大きな違いですね、水準が高いんですよ。その各委員会の——今の総務委員長や社会文教委員長や産業建設委員長の報告聞きましたけど、全部職員がつくり上げたんですけどね、職員はすばらしいと思いますよ。予算のことについても、ちょっと追加すれば大変だと思うけどね、能力があるから

私評価しておりますので、ぜひ今後、予算についても決算についてもね、よその決算委員会なんかは、全部最後に集約をして市長に提言するんですよ、何項目ぐらいね。そういうまとめまでして出しています。だから、その点、やっぱり予算委員会も1年に1回、決算委員会も1年に1回しかないんですから、何とか議員も市民の立場に立って真剣に審議をしてもらって、その結果は、この本会議の場でケーブルテレビで放送できるぐらい、簡潔でもいいですから報告できるように改善をしてもらいたいと思うんで、その辺、議長にも要望しますが、委員長としてもそういうつもりで、それはいつまで副議長を続けるか知らないけどもね、もう一回、次の決算委員会は毛利委員で行けるんじゃないかと思えますんで、もう一回答弁してください。

以上です。

○議長（安東正洋君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） それでは、大石議員の再質疑にお答えをします。

第3号議案につきましては、於久委員のほうから、後期高齢者の医療保険料について、説明の中には団塊の世代の話があったが、金額はほとんど一般財源で賄われているが、今後一、二年、3年は団塊の世代のことで金額的にはかなり大きくなると思うが、その後についても団塊の世代というのが影響して、保険料が上がっていくということが見込まれるのかといったような質疑やご意見がございました。

その答弁の中で——答弁も言ったほうがいいですか。どうですか。（○16番（大石忠昭君）私に聞いているんですか）はい。（○16番（大石忠昭君）

私は、質問をされたことに正確に答えてください）答弁も答えたほうがいいですか。——それでは、答弁もお答えします。（○16番（大石忠昭君）議長、ちょっと待って。前代未聞ですよ。議長、いいですか。議事進行を進ませてもらえませんか）そういう質疑、意見がございました。

以上です。

（○16番（大石忠昭君）議事進行、議長、いいですか）

○議長（安東正洋君） はい、16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私の第1回目の質疑は、3つの特別会計の予算案の審議でね、質疑は誰からもなかったんですかと言ったら、質疑は何もありませんでしたという答弁なんです。質疑がないのに答

弁はないですわね。

今の再質疑は、質疑がないというのは分かったけれどもね、国保にしても、後期高齢者医療にしても、介護保険にしてもね、やっぱりこの今の時世の中で、市民の負担が大変だから、意見としてね、質疑、意見の中に、質疑はないことは分かったけど、意見としてね、意見がありませんかと委員長が諮っているでしょ。意見として、何か意見——その3つの議案のことですよ。3つの議案について意見はなかったんですから聞いたんですよ。

そしたら、今、於久議員から質疑がありましたと、質疑の内容をね。答弁も、答弁が要りますか、要りませんかと……

○議長（安東正洋君） 井ノ口議員です。

○16番（大石忠昭君） 井ノ口議員が——違うんです。於久議員から質問があった内容がと説明があったやないですか。それに対して答弁もあったから、答弁も今から読み上げましょうかちやったから、質疑に答えてくださいって言ったんですよ。

私は、最初に質疑がなかったわ、実際なかったんですよ、なかったと答えたんですよ。それを今度は於久議員から質疑がありました、答弁があった。これは何なんですか。

最初の答弁が間違いだったら陳謝して取消しをしてもらいたいんだけどね。そうじゃなくて、今再質疑の答弁が間違い、違う議案のことですよ。

私が言ってるのは、その3つの議案の65億円について全然質疑がなかったと言うから、意見はなかったかと今度は再質疑で聞いたんですよ。それがあったなら、どういう内容があったかということをやらせんと。

大事な質問なんですよ。16人議員がおられますけれども、この議案の審議は5人の委員会で審議されているんですよ。金額では65億円なんです。65億円に対して質疑がなかったと。意見はなかったかという質疑については、今度は質疑がありましたということになったもんだから、どちらが本当ですかと、そういうのは議長が注意してもらいたいと思うんですよ。

○議長（安東正洋君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） ご指摘をいただきました。ちょっと私も勘違いをしておりました。

第2号議案につきましては、質疑・意見はありませんでした。第3号議案につきましては、於久議員

3月28日

からありました。第4号議案につきましては、質疑・意見はありませんでした。

第3号議案につきましては於久議員からありましたから、私がちょっと付け加えて、ここで説明をいたします。

後期高齢者の医療保険料について、説明の中に団塊の世代の話があったが、金額はほとんど一般財源で賄っているが、今後一、二年、三年は、団塊の世代のことで、金額的にはかなり大きくなると思うが、その後についても団塊の世代というのが影響して保険料が上がっていくということが見込まれるのかというような質疑がございました。

その担当課長の答弁といたしましては、現在、豊後高田市の人口構造を見ると、団塊世代の方が令和6年度まで対象になるが、本市の場合はその3年後まで、令和8年度ぐらいまで団塊世代並みの人が後期高齢者に移行する。300人を超える方々が全て後期のほうに移行するため、令和8年度ぐらいまでは後期高齢者の保険料は上がっていくのかなというように思うと。

ただし、後期高齢者の保険料は2年置きに改定をされ、毎年ではないので、ご理解いただきたいということがございました。

私の答弁も少し不足をしておりましたので、補足をいたしました。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 議長、私は、先ほどのね、2回目の社会文教委員長の答弁に対して、議事進行で議長に意見を述べたんですけども、その取扱い、議長から、議事進行というのは議長がね、取り扱うべきなんですけど、何もないうままに今また答弁があったんですよ。

今聞いて分かるようにね、今の答弁が事実とすれば、私が付け加えて云々というようなことを言ったが、委員長の答弁というのは付け加えるなんていうのはないんですよ。審議の経過を報告すればいいだけのことであってね。

だけでも、最初の委員長の冒頭報告、それから、私の質疑に対しても、質疑についてはなかったという答弁をしたんですよ。今の答弁は、質疑があったという答弁でしょ。それは矛盾しとるじゃないですかと、その矛盾しとるということは、やっぱり委員長報告で矛盾した点、どちらかが間違っているわけでしょ。間違った発言については謝罪をさせるべきだと思います。議長、どうですか。

○議長（安東正洋君） 大石議員に申し上げます。

社会文教委員長の井ノ口憲治君は、今の於久弘治君の意見を言った中で、大変私が間違っておったということで謝罪もあつたと思いますので、質疑を続けてください。

産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 産業建設委員会の第8号議案のご質疑ですが、返納金の受入れの審議でございますので、内容についてまでのそういう審議はありませんでした。

大石議員の思われているようなハウスの購入資金とか、そういう疑惑については、議員さんの気持ちの中で疑惑があつたかもしれませんが、そういうことは会議の中では出ませんでした。

以上です。

○議長（安東正洋君） 予算審査特別委員長、毛利洋子君。

○予算審査特別委員長（毛利洋子君） 先ほど大石議員が言われたとおり、予算審査報告につきましても、事務局、また議長と話をしながら、市民の皆さんに分かりやすいような報告ができるように努めてまいります。

○16番（大石忠昭君） 議長、終わります。

○議長（安東正洋君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 皆さん、お疲れさまですが、ただいまから私、日本共産党、大石忠昭が第1号議案に賛成討論、第2、3、4号議案の各特別会計の予算及び第18号議案に反対討論をいたします。

最初に、第1号議案、一般会計の当初予算についてであります。

実は、1年前の3月議会を思い出しますが、2022年度の一般会計当初予算が提案されましたが、その前の年に比べたら約15億円の増額予算であり、豊後高田史上最高の予算規模となりました。

しかしながら、市民の命と暮らしを守る新規事業については、当初予算ではほんの僅かでした。

特に、コロナ支援の——これまで随分、佐々木市長に替わりましてから、市独自の支援策を取ってまいりましたが、1年前のこの議会での当初予算で

は、市独自の支援策が全くない状況でした。

そして、老人福祉費についても、ちゃんと説明書に書いているように、佐々木市長に替わってから5年間の中で最低規模の減額予算になっていました。

その一方で、観光費は、市民が望んでいない真玉海岸の観光交流拠点施設、箱物に約4億円の事業費など、前の年に比べましたら、観光費については3.7倍の約5億6,200万円の事業費になっていました。

さらに、土木費についても前の年よりは44.7%増の約23億円の予算であったことで、私は堂々とその反対の理由を述べて反対討論をし、表決でも反対をいたしました。

今回提案されております新年度の一般会計予算は、その前年度よりは約3,215万円を増加して、総額170億1,791万の予算であります。

日本共産党は、これまでもマイナンバーの推進予算や、現時点での同和事業の予算案には同意をできないということを表明し続けておりましたし、議論をしてまいりましたが、今も変わりません。

しかしながら、佐々木市長に替わりまして、思い切ってですね、市民の命と暮らしを守る予算、産業振興の予算などについてはですね、当然私どもも賛成するものであります。

特に、佐々木市長が推進しております子育て支援策や移住・定住対策については、まさに全国トップクラスの事業として私自身も評価をしているものであります。

さらに、今回の予算では、私がこれまでもたびたび問題点を指摘し、増額を求めてまいりました、高齢者の中でも一番対象が大きい70歳以上の敬老会の実施団体に対する1人1,000円の補助金を、今回は500円増額をして1,500円と1.5倍に引き上げたこと、このことについても評価をいたしますし、さらに物価が高騰する中で、委託している業者も大変なんですけれども、例の65歳以上の弁当ですね。配食サービスについても、その分をまた市がこの予算を組んで助成をするということで、高齢者の負担を抑えるという点などでですね、実際、総額で見ましたら、老人福祉費は前年よりも1,445万円の増額になっておりますので、当然賛成であります。

観光費については、前年度は、先ほども言いましたように、真玉海岸の箱物建設費などで4億円、新規事業として計上されておりましたけれども、今回は、佐々木市長が、夷谷温泉の東側の尾根に遊歩道や展望所を造るという、その測量設計などは実施をされ

ましたけれども、そのための、遊歩道を造る、また、展望所を造る事業費の予算については、今回は提案をされておられません。見送っております。そのことは評価をいたします。

私は何でも反対ではありません。私は既に、夷地域の観光振興をどうするのか、あるいは、夷地域の活性化をどう進めるのかということについては、私なりにいろいろ考えて、あるいは地元の皆さんの意見を聞いて、こうしたらどうかという提言を行ってきました。

今後、市長は、私の提言も参考の一つとしてですね、何らかの形で、今、市長は表向きにやろうとしておりますあの場所に、計画どおりに遊歩道、そして展望所を造ることについては、私は、これまでもるる意見を述べたように、今でもそれは反対です。

それ以上にですね、本当に国東半島、夷谷の観光資源を十分生かした真の観光振興策、地域活性化策を取っていただきたいということを要求しておきます。

さらに、今回の予算で評価できる問題は、これまで何度も私も議論してきました市道や農道や林道の支障木の問題ですね。

随分昔と比べましたら前進しておりますけれども、それでも年々樹木は大きくなるためにですね、予算の効力というのが弱くなっておりますが、今回は、大幅にこの支障木や草などの管理費を増額しておりますし、また、農道や林道の側溝の管理についても、堆積土を除去する予算なども増やされております。そういう点についてはですね、評価をしたいと思えます。

また、さらに、排水機場の管理人の手当についても大幅にそれぞれ増額をすることになりましたし、小規模給水施設の老朽化した更新事業についてもね、今年も大幅な予算が組まれております。

これも振り返ってみますとね、これも佐々木市長のおかげなんですよ。香々地の小畑地区の皆さんがね、集落でも奥のほうは空き家が増えましてね、当初、小規模給水施設を造って以来、半分以下に減っていますけどね、今、老朽化したために改修をすると、1人当たりの負担が大変なことだったんですよ。

私も一緒になって地元の皆さんと市長に陳情しまして、随分時間かかりましたけど、やっぱり市長の英断はすごいですよ。県の補助金を利用して、これは小畑だけの問題ではないと、同じような地域についても、こういう方法で地元負担が軽くしてやろう

3月28日

ということで、県の補助金を利用しながら、その後、市の条例もつくって、地元負担5%でね。

県のほうは、この事業は打ち切る予定だったんですけども、今も続き、この新年度もまだ約3,000万円の予算がつかいましたがね、そういう点については、佐々木市長でないとやれないことだと思ひまして、評価をしております。

また、今度ね、消防長も予算委員会で評価をしましたがけれども、消防団の報酬や手当も引き上げましたけどね、国の基準どおりに引き上げたこともすばらしいことですけどね。

今回、私が問題にしてきました消防団の詰所の問題でね、公費で負担できるものは公費で負担をすべきだということを議論してきましたが、今回調査した結果、随分改善されまして、予算を増額されたことについても評価をいたしまして、そういうことで、私は、今度の当初予算については賛成するものであります。

今後につきましては、先ほども意見述べましたように、コロナも何とか終結してほしいんですけど、なかなかまだ見通しが立たない状況の下で、物価だけは次々と上がってね、本当に市民の暮らしは大変です。

市長はいつも言うように、大分県の中でも他市に先駆けていろいろと支援策を取ってきた。評価しますよ、それでね、市民も喜んでおります。いわゆる全市民を対象にした給付事業を次々と打ちましたわね。

それで、国のほうもね、それは統一地方選挙の関連で、それぞればらまきではないかというような議論があるほどに、低所得者などに対してはね、特別、また給付金が支給されることになりつつありますけどね、当然のことなんですよ。

それ以外についてもね、やっぱり市長は、国の悪政の防波堤の役として、市民の福祉向上に努める、これは地方自治体の大事な役割ですし、市長、私ども市議会議員の大事な仕事であると私は自負しております。

そういう中でね、何とか市長も市民の意見を広く聴いてですね、国がやらないようなこと——国がやらなければやらないで、市独自の支援策を今後も取り続けて、6月議会でも9月議会でも補正予算の提案をすることを要求して、討論といたします。

長くなりますけどね、市民にとっては大事な問題なので、もう少し討論を続けます。

次は、第2号議案、国民健康保険の特別会計の予算についてであります。

国民健康保険はですね、どういう方が加入しているかと言うと、やっぱりね、それぞれ職場を辞めて年金暮らしをしている方、それから、いろんな商売や農業など、全体として所得の低い方で構成をされています。

ところが、他の健康保険に比べたら、同じ収入でありながら——同じ家族で同じ収入で計算しますと、ほかの保険に比べたら1人当たり幾らという均等割や1世帯当たり幾らという平等割なども加算されまして、実際は一般の保険よりは約2倍——2倍以上と言ったほうが正確だと思いますけども、高いわけですね。

それでも、無理しながら滞納しないように努力しています市民の皆さんはすばらしいと思いますけどね。

よってですね、全国知事会も、これはおかしと、国保税は。構造的に問題だということで、平等割がある、均等割があるからおかしいから、国が1兆円増やせということをやっと要求し続けているんですよ。

私どもも共産党の国会議員も国会で何度もやりましたがね、その成果があって、ようやく昨年4月から、均等割については、未就学児は半額になった。その未就学児を持つ家庭ではね、これまでよりも国保税が安くなりまして、本当によかったと思いますけどね、私ども日本共産党は、当面18歳までの均等割を国の責任でゼロにしようという運動を全国で進めております。

よってですね、今回問題なのは、国保税については、これまで市町村の運営が、2018年から県と市町村が共同で行うことになりました。国保税についてはね、それぞれの市町村で医療費が幾らかかったか、医療費の額で決まるんです、これを基にね。

これは、市で皆さんが健康管理に努力していただいて、医療費が少なかったら少ないだけ国保税は下がる仕組みになっている、全国どこでも同じです。

もう1つ、後期高齢者医療の負担金があるんです。これは大分県全体なんです。高田が幾ら努力しても、大分県平均で負担をすることになっています。

そして、3つ目の介護保険については、今度は全国一本なんです。高田が介護保険を幾ら軽く、利用料が少なかったといっても、国保に加算されるこの納付金は変わらないんです。全国平均ですね。

何を言いたいかといったらね、その一番大事な高田の国保の基礎になっている医療費の分が、皆さんの努力によって、永松市長時代というのは、上から本当トップクラスだったんで、大分県のトップクラスが、今、佐々木市長になったら3番とか4番というふうに、本当に保健師さんをはじめ、職員の皆さんの努力が実りました。

市民の皆さんも——私も毎朝歩いていますけど、健康づくりに頑張っていることで、医療費そのものが県下18市町村の中では下から2番目、3番目というところが永松市長時代は全くありませんでした。佐々木市長に替わって、変わっているんです。

問題なのは、なのに国保税が下がらないのはなぜかということなんですね。そこのところを市長が理解してほしいんです。

本市の医療費の分の所得割は10.40%です。大分県で一番安いところは6.27%、国東市なんかは8%なんですよ。

それから、世帯割が、高田の場合は2万8,000円、姫島村は1万7,400円、国東市は2万1,800円、均等割、1人当たり、高田は2万2,300円、上から2番目です。所得割も世帯割も均等割も、医療費分については18市町村の中で高田は2番目に高いんです。姫島村は1万4,900円です。国東市も1万6,200円でできています。

市長は、私の一般質問の答弁の中で、県が示している資料で、総体的なことでは値上げになっている云々と言うけど、今の、私流で計算して、国が示している値上げ分と言うけど、国が示している税率で所得割、均等割、平等割を計算しましたらね、4人家族で、課税所得が400万円の方でいきましたら8万8,800円減額できます。

県が、市長が高くしようとなっていると言うけど、去年の試算よりもこれだけ高くしようというふうに答弁したけれども、それでやっても、医療費分と言うたらば8万8,800円の減額になると。私、自信を持って言えます、これは。

よって、市民は健康管理に注意し、保健師さんなどもね、本当、いろんな形で市民の皆さんに啓発、健康づくりのお仕事をしていただいて、私は感謝しております。その成果、医療費が大分県の中でも低いほうになったんだからね、永松時代は上から何番で佐々木市長は下から何番になったんですからね、その分は医療費分について国保税を下げるのは当然なんです。そのことを市長が理解してほしいので、

私はあえてここで強調しているんです。

もうそれだけ言えばね。だから、その辺は十分検討してもらってですね、財源はどう、今のところは普通に計算してもそれでやれるというのが県の試算が出ているんですよ、医療費については。

今度は財源が心配と言うけれど、財源については、今現在、約で言ったら2億6,300万円あるんですよ。これをね、国保に加入している1世帯にしましたら8万1,600円ため込んでいるわけです。これは、もうけ本位の株式会社じゃないんですよ。地方自治体というのはね、やっぱり国の悪政の防波堤となって市民の福祉向上に努める。これだけ市民の所得の割に比べて高すぎる。他の健康保険に比べても2倍も高いということになればね、やっぱり市長は何とか高田もならんのかと、もう6年も7年も市長を務めるんだから、その辺をしっかりと勉強してもらってね、やっぱり高すぎる国保税を下げしてほしいという市民の声に答えて、6月議会前には条例改定案を出せるように要望いたしまして、今のこの国保の改定は高すぎる国保税徴収の特別会計になっておりますので反対するものであります。

次は、第3号議案、後期高齢者医療の特別会計についてであります。

これもですね、自民党政権が、75歳になったら特別扱いという形で、同じ日本でありながら、それぞれの都道府県別に組織を作って、各市から1人あるいは3人、5人というように代表を出して、そこで議会に予算を諮って保険料を決めるんです。

全国47都道府県ありますけれども、大分県のこの後期医療保険料についてはですね、去年の当初予算で条例改定をして決まったんですけど、今や所得割が9.06%から10.32%に上がりました。それから均等割——平等割はないんです、これはね。均等割は、4万7,000円から5万3,600円に上がりました。

もう一つはね、最高限度額があります。最高限度額については1人64万円でしたが、1人ですよ、これは。1世帯じゃないんですよ。今度は66万円と2万円上がりました。この保険料が高いのは、全国で大分県6番目なんです。

先ほど、議論の中で2年に1回改定すると言われてきましたけど、もう今回は昨年決まりましたから、もうやむを得ない状況なんですけども、何とか来年の代表が——高田からも代表が1人出ておりますが、昨年と同じ議員が選ばれましたけれども、ぜひ引き下げるために頑張ってもらいたいと思うんです。

3月28日

ということですね、実際にこの物価高の中で後期高齢者も大変ですので、この予算については反対をいたします。

今後については、佐々木市長が政治力を発揮してですね、国からの負担を増やして高齢者の負担が軽くなるように、そういうように国に働きかけてもらいたい。そして、保険料を引き下げてもらいたいということを要求して反対討論を終わります。

次は、第4号、介護保険の特別会計の予算についてであります。

介護保険についてはね、これは市町村別で決めるんですけども、3年に1回改定がありまして、佐々木市長に替わりましてから2回、第7期と8期の事業で介護保険料がそれぞれ値上げしたんですよ。2回連続値上げしたんです、高田の場合ね。

2回目は、基準額では1か月で言ったらほんの30円で僅かですけどね。それでもね、私の調査では18市町村の中ではね、やっぱり私が繰返し問題にしただけにそう値上げ幅も多なくてね、今の基準額は大分県の中では下から何番目というところです。全国に比べてみてもそれは低いほうです。それは私も頑張ったかがあるなど思っているんですけども、それでも2回値上げしたけど、今度の8期の値上げをする必要がなかったんですよ。

しかし、その値上げをした予算でありますので、この特別会計には反対をいたします。

今後については、やっぱりこれも国からの負担を増やしてですね、何とかなるべくやっぱり市民の負担が軽くて済むように、市長がいろんな面で成果を上げていますので、こういう点でも国に対してもはっきりものを言って国の政治を変えるために貢献してもらいたいということを述べて反対討論とします。

最後に、第18号議案についてであります。

この議案については、65歳以上の方を対象にした生きがい型のデイサービスの事業の利用料についてです。

真玉地域と香々地地域にそれぞれ1か所ずつ施設があるんですが、これは条例を決めないと利用料金を引き上げることができないんです。この真玉の人と香々地の人については、デイサービスに利用されている方が1回あたり100円の値上げになるんです。

しかしながら、当初予算の中でも分かるように、これも市長の配慮でですね、その事業所については利用者から100円、今までと違って700円を800円取るけれども、その分は市が一般会計から高齢者の負担

を軽くしようということ助成をするということですね、いわゆる新年度については利用者については実害はないんです。

しかし、条例が優先するんですね。条例に決めますと、今後、利用料についてはずっと800円徴収することになるんですよ。この補助金をその分1回当たり100円分を出すんだけど、これは市長がどなたに替わるか分からんし、そのまま続けるかも分かりませんけどね、これはまた1回1回その年その年の予算を議決しない限り、助成ができないんですよ。

そういうことでね、いわゆる新年度1年は実害がないけれども、その後はどうか分からない問題もあるので、私はこの第18号議案で条例で1人100円引き上げることについては反対するものであります。

長時間、市民にとって大事な点について述べてきたけれどもね、議員の皆さんもぜひご賛同いただきますよう私からもお願いをいたしまして討論を終わりたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（安東正洋君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） これにて討論を終結いたします。

しばらく休憩いたします。

午後1時半からの再開を予定しております。よろしく願いいたします。

午後0時27分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（安東正洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第1号議案から第19号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の一括採決するものうち、反対のありました第2号議案から第4号議案及び第18号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の一括採決するものうち、反対のありました第2号議案から第4号議案及び第18号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第2号議案について、起

立により採決いたします。

議席に設置されている可否いずれかのボタンを押した後に、問題を可とする者は起立をしてください。以後、起立採決の際は同様にお願いいたします。

第2号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安東正洋君) 起立多数であります。

よって、第2号議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第3号議案について、起立により採決いたします。

第3号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安東正洋君) 起立多数であります。

よって、第3号議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第4号議案について、起立により採決いたします。

第4号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安東正洋君) 起立多数であります。

よって、第4号議案は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、反対のありました第18号議案について、起立により採決いたします。

第18号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安東正洋君) 起立多数であります。

よって、第18号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(安東正洋君) 日程第3、第20号議案を議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、8番、土谷信也君の退場を求めます。

(8番 土谷信也君 退場)

○議長(安東正洋君) 提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第20号議案は監査委員の選任についてでございます。監査委員に土谷信也氏を選任したいので同意

を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願いいたします。

○議長(安東正洋君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第20号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第20号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第20号議案については、これに同意することに決しました。

8番、土谷信也君の入場を許します。

(8番 土谷信也君 入場)

○議長(安東正洋君) しばらく休憩いたします。

午後1時35分 休憩

午後1時36分 再開

○議長(安東正洋君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(安東正洋君) 日程第4、第21号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第21号議案は副市長の選任についてでございます。現在空席となっている副市長に安田祐一氏を選任したいので、同意を求めます。

なお、ご同意いただいた後は4月1日付けの選任を考えております。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願いいたします。

3月28日

○議長（安東正洋君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、第21号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 副市長の人事案件について質疑をいたします。

と、申しますのはですね、これまでの堤副市長の役割についてね、市民の間からほとんど見たこともないな、聞いたこともないな、どんな役割を果たしてきたんだろうかと。どうして辞めたんだろうかということではいろんな疑問を持たれておりますのでね、この際、市民の皆さんに、副市長とは、市長との関係ではどういう役割、職員との関係ではどういう役割、市民にとってはどういう役割を担う方なのか。

安田氏について私は賛成しますが、前の堤副市長以上にですね、市長にとっても職員にとっても、あるいは市民にとってもね、立派な方を市長が提案してくれたな、議会も賛成してくれたなと喜んでもらえるような状況を作ってもらいたいんでね。

ちょっと基本的なことを私もよく理解できないので、今回、新人議員の方も2人おりますしね、皆さんに副市長とはどういう関係、どういう役割を果たす方なのか説明していただけないでしょうか。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 市参事兼財政課長、飯沼憲一君。

○市参事兼財政課長（飯沼憲一君） ご質疑にお答えをいたします。

副市長の権限であります、地方自治法第167条に明記されておまして、そこを抜粋して読み上げたいと思えますが、副市長は、普通地方公共団体の長を補佐し、市長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、市長の職務を代理するというふうな規定があります。

市長に対しては、もちろんその市長の命を受けていろんな政策、企画をつかさどると。職員に対しては、先ほど条文にありましたように、職員の担任する事務を監督し、適切に指導すると。市民に対しては、その全般により市政を推進すると。そういうこ

とであろうかと理解しております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もう1回質疑で終わりますが、今ありましたように、法的にはちゃんと副市長がどういう役割を果たすかということは方向が示されております。

よってですね、賛成討論をしようかと思うけども、討論は私がするわけいかんでしょうから、しませんけどね。

特に、私は長年市会議員を務めておりますが、当時は助役、現在は副市長なんですけどね、副市長が政策的な問題でね、市長の独断を許すのではなくて、やっぱり広く市民の立場に立って、大事な職員の意見も十分聞いてですね、市長、それは今の市民の状況から見たらちょっと問題だと、それよりこうしたほうが市民のためになるよと、職員の皆さんもそういう声なんだということをね、陰で言うんじゃないくて、市長に直接ものを言えるような副市長であってもらいたいなあとと思います。

職員に対しても、あなたと一緒になって市長を支えて、やっぱり市民福祉の向上や市の発展に努めていこうやと、力を合わせていこうやと、そうすると議員の皆さんも協力してくれると。

そうするとね、やっぱり豊後高田が何でもかんでも本当に佐々木市長に替わったらようになったと言える。議会についても、今回は新人が2人しか入っておりますけど、やっぱりまた新しい力で執行部と議員も一体となってね、市民の福祉の向上、そして市政発展へももっとも力を合わせて取り組めると思うんですよ。

それが、前の副市長よりは今度、安田副市長になったらね、市長に対してははっきりものを言えると、職員も激励しながら職員の英知を集めてね、市長と一緒に協力をしながら、市民にとって本当に役に立つ政策をどんどん推進していってほしいし、私どもも賛成できることは大いに賛成して一緒にやってほしいと思うんですよ。

そういうことで、そういう役割を副市長は果たすべきだと思うんですけど、今、飯沼課長、私はそういうふう理解したんだけど、それでいいですかね。

○議長（安東正洋君） 市参事兼財政課長、飯沼憲一君。

○市参事兼財政課長（飯沼憲一君） 大石議員の再質疑にお答えいたします。

前任がどうこうというのは、私はここで言うことはできませんけれども、政策的な観点で職員の意見も聞いて、市民の意見も吸い上げるよう努力をして、市長に適宜適切に意見を言うというのはそういう役割があるかと思っておりますので、そういったご理解でよろしいかと思っております。

以上でございます。

(○16番(大石忠昭君) 終わります)

○議長(安東正洋君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第21号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第21号議案についてはこれに同意することに決しました。

しばらく休憩をいたします。

午後1時44分 休憩

午後1時44分 再開

○議長(安東正洋君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、市参事兼総務課長、安田祐一君から発言を求められておりますので、これを許します。

市参事兼総務課長、安田祐一君。

○市参事兼総務課長(安田祐一君) 議長より発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

このたびの副市長の選任議案に当たりまして、佐々木市長よりご推挙をいただき、ただいま議会のご同意をいただきましたこと、誠に身に余る光栄でございます。

また、同時にその責務の重大さを痛感しております、身の引き締まる思いでございます。何分にも微力ではございますが、与えられた職務・職責を全うすべく、全身全霊で取り組む覚悟でございます。

豊後高田市のさらなる発展に向け、市長のまちづくりにかける熱い思いを管理職の皆さん、職員の皆さんとともに一丸となって、その実現に向け、努力

してまいりたいと思っております。

最後になりますが、安東議長をはじめ、議員の皆様方にはより一層のご指導、ご便達をお願い申し上げます、誠に簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(安東正洋君) 日程第5、第22号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第22号議案は人権擁護委員の推薦についてございまして、本年6月30日をもって任期が満了する人権擁護委員に宗直長氏を新たに推薦することについて意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(安東正洋君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第22号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第22号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第22号議案についてはこれに同意することに決しました。

○議長(安東正洋君) 日程第6、第23号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

3月28日

○市長（佐々木敏夫君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第23号議案の令和5年度一般会計補正予算（第1号）につきましては1億7,795万1,000円の増額で、補正後の予算総額は171億9,586万2,000円となります。

補正予算の内容につきましては、総務費では4月23日に執行される参議院議員補欠選挙に係る経費や過年度事業に係る国庫支出金精算償還金を計上しております。

衛生費では、5類感染症移行後も継続されることとなりました新型コロナウイルスワクチン接種事業費を計上しております。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東正洋君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、第23号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。

私も忙しい身なんですけれども、次々と追加議案が提案されておりますので簡単に質疑をします。

心配されました第5類に移行することによって、ワクチン接種についてもね、インフルエンザと同じように自己負担が伴うのではないかというのが市民の心配事でありましたけれども、国の方針で今回については全額国庫負担でやろうということになりましたよかったですと思うんです。

お尋ねしたいのはね、この費用だけで1億700万円を超えますわね。予防接種の対象者は、今回はどういう対象なのか。それから、接種する時期についてね、どういう方を順番で優先的にやろうというのかね。で、いつ頃から始めて、今回のこの約1億円の予算ではいつぐらいまでには完了したいという目標ですね。そういう目標について説明してもらえませんか。

○議長（安東正洋君） 健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） それでは、大石議員の質疑にお答えいたします。

ワクチン接種についてであります、まず対象者

であります。対象者につきましては、今回の追加接種につきましては初回接種、これは1回、2回目の接種になりますが、1回、2回目の接種が完了した5歳以上の全ての方ということになっております。この方々につきましては、9月から12月の接種ということになります。

加えまして、この初回接種の完了した5歳以上の方のうち、65歳以上の高齢者、それから基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方、医療機関・高齢者それから障がい者施設の従事者、この方々につきましては春夏接種ということで5月から8月にかけてさらに1回ということで、もう1回接種が可能となっております。

それから、令和5年度の接種につきましては、現在、令和4年の秋から接種を開始しておりますオミクロン株対応の2価ワクチンの接種を実施しておりますが、この対象となっている方々については5月7日まで接種が可能となっております。5月7日までに接種をしなければ、次の接種は秋以降、9月以降の接種ということになります。先ほど言った春夏接種の対象外の方は、秋以降ということになります。

それと、あと初回接種、先ほど言いました1回目、2回目の接種の未接種の方、この方々についても令和5年度も引き続き実施をするという方向になっております。

それから、接種時期でありますけれども、先ほど言いました春夏接種、65歳以上の高齢者等につきましては5月8日からの実施を予定しております。

接種の方法等につきましては、4月の市報でまた、お知らせをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

（○16番（大石忠昭君） 議長、終わります）

○議長（安東正洋君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第23号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

○議長(安東正洋君) 日程第7、第24号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、佐々木敏夫君。

○市長(佐々木敏夫君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第24号議案の令和4年度一般会計補正予算(第7号)につきましては、1,320万9,000円の増額で、補正後の予算総額は188億5,746万1,000円となります。

補正予算の内容につきましては、第21号議案に関連いたしまして不足する職員退職手当を増額するものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(安東正洋君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。よって、第24号議案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第24号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

○議長(安東正洋君) 日程第8、議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、北崎安行君。

○議会運営委員長(北崎安行君) 議案第1号、豊

後高田市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提案理由の説明をいたします。

これまで官民などで異なっていた個人情報保護のルールが、デジタル社会形成整備法により令和5年4月1日をもって個人情報保護法に全国一元化することとされました。

しかしながら、同法による共通ルールは市長部局などの地方公共団体の機関は直接適用されますが、地方議会は適用対象外とされております。

同法が直接適用される市長部局と適用されない議会それぞれ保有する個人情報に関する手続や取扱いに関し差異が生じないように、法との整合性などを勘案した豊後高田市議会独自の個人情報の保護に関する条例の制定を提案するものであります。

以上、本議案について何とぞ慎重審議の上、ご協賛くださいますようお願いいたします。

○議長(安東正洋君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) ただいま、議会運営委員長の北崎議員から市議会の個人情報保護に関する条例を新たに制定する議案が提案されてきて、提案理由説明がありました。

実は、この条例案については先日の代表者会議で事務局から頂きまして、実は、今朝早く一読をしてみたんですけども、私の能力が弱いんでしょうか、なかなか理解が十分できていないんです。

それで質疑したいんですけどね、恐らく今の説明からいきましたら、全国の市議会あるいは豊後高田市の関係では宇佐・高田・国東の広域議会についても同じような条例を制定することになるんじゃないかなあと私は思うんですけどね。

実は、この議会には新人議員も2人おりますしね、私も長いこと議員をしておりますけれども、ちょっと一読しただけではなかなか理解ができないんですよ。それで、市民の皆さんもなかなか理解がしにくいと思うんですけど、国の法律が改正をしたことによって市は条例を作りましたが、今回の場合はそれぞれ全国の市議会あるいは広域議会などについて

3月28日

でも独自のこのような条例を制定するという事になったのではないかなと思うんです。

それでね、今までは豊後高田市の場合は、市全体の豊後高田市個人情報条例というものが制定されておりましたね。これ一応、12月議会で廃止をされまして、市は市で別の新しい条例を制定したんですけども、今回、今日提案された中身は全部で29ページあるんですよ、中身がね。私がちょっとなかなか理解できない部分でありますので、ちょっと提案者からこういうことなんだと聞きたいんですけど。

5ページにあります個人情報の保有の制限等については、第4条で3つのことがうたわれているんですよ。この中身が、実際市民にとってあるいは市の職員にとって、私ども市議会議員にとって、どういうことをうたっているのかというのを説明できたらと思うんですけども。が、1つね。

2つ目はね、これだけ私が———読しかしてないんだけど、なかなか中身が難しい問題なんですけどね、私も議会運営委員ですけれども議会運営委員長として提案したと。議長も議会運営委員長の北崎議員というふうに言いましたね。

せめて、議会運営委員会の中でも北崎議員がこういうことを提案するんだと説明して、皆さんの同意を得たほうが、こういうふうに私が本会議場で質疑しなくても済んだのではないかなと思うけど、私自身はそういう説明を受けておりません。新人の議員も、聞いてみたら見たこともないと、今日この議場で配付されておのを見たのが初めてというのが実態なんですよ。

議長は、やっぱり就任の挨拶の中でね、豊後高田の議会を丸く収めていきたいということですから、それは本当にいいことだと思うんですよ。だから、こういう問題についてもね、やっぱり議会に関係があることでしたら、議員の皆さんも市民に十分説明できる説明責任を果たさんといかんと思うんですよ。議会の役割を大いに果たしてもらいたいからね。

その辺、疑問がある点については皆さんも提案者に発言してもらえばいいけど、本当はその前に議員全体に説明してもらって、議会全体の問題なんだから議運委員長が提案するからよろしくお願ひしますというような、そういう措置を取ってもらったらということもありますんで改めて聞きます。

まず、北崎議運委員長答えてください。

○議長（安東正洋君） 議会運営委員長、北崎安行君。

○議会運営委員長（北崎安行君） 大石議員の質疑にお答えいたします。

大石議員も申し上げましたが、旧法から新法に変わって、議会の部分が新法では適用されないということでここで提案をするということになったわけで、先ほど第4条の部分ですが、私としては旧法から新法は差異はないというふうに理解をしておりますので、旧法をそのまま議会適用の条文として用いるというご理解でご協力をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私は、なかなか自分で読んで理解できないから説明求めたんですけどね。

旧法と新法との関係云々とあったんだけど、私はその中でもその個人情報の取扱いの中で個人情報の保有の制限等というのがあって、まず項目では3項目あるんですよ。3項目の中がどういうことなのか。それは、議員にとってはどういうことなのか、議会事務局の職員にとってはどういうことなのか、一般市民にとってはどういうことなのかという質問をしているので、もうちょっと答えてもらえませんか。

○議長（安東正洋君） 議会運営委員長、北崎安行君。

○議会運営委員長（北崎安行君） 大石議員の再質疑に答弁いたします。

これまで、議会の個人情報保護条例の適用を受けていたんですが、地方議会の公共団体の機関は含まれておりません、適用を受けていませんということで、これまで国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規制の対象となっていなかったことなどから、整合性を図るためにということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（安東正洋君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 私は、3つのことを言っております。

議員に対して、職員・市民の関係はどうかということ。議長、答えさせてくれませんか。議長、3つのことを言っているんだけどね、3つの内容で答弁することは理解できると思うんですよ。今、答えになっていないと思います。

○議長（安東正洋君） それでは、しばらく休憩いたします。

午後2時12分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（安東正洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員長、北崎安行君。

○議会運営委員長（北崎安行君） 大石議員の質疑にお答えします。

個人情報保有に当たって事務を遂行するために必要なものとし、その利用目的をできる限り限定しなければならない、また、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないというふうになっております。

○16番（大石忠昭君） もう質問できんな、3回やったけえな。

今の、私が言うたことに答えていないと思うんです。私が言っている、分かりやすく言うならね、これを定めていることによって、議員はどげんなるんかい、職員がどうなるんか、市にとってはどうしたことなんですかというのがないんよ、そこが分かればいいんやけど、私は分からん、今聞いた話では、

私だけが分からんのかな。

○議長（安東正洋君） 後ほどですね、議会事務局のほうでお聞きしていただきたいと思えます。

○16番（大石忠昭君） いや、提案者が私の質問に答えていないということは、議長が答えさせんな悪いんじゃないな。市民も分からんと思う、今の。

私、今、宇佐の議会の提案理由説明ももらった、反対討論ももらった、高田とは違うもんだからな、もうちょっと説明が要ったんじゃないですかというわけ、後で説明するというけどね。

ちょっと、それをもう、討論・表決になるかなあ。

議長に従うしかないんだけどね。

○議長（安東正洋君） 大石議員に申し上げますけど、この件につきましては、非常に文章での理解がしにくいということでございます。

よって、その点につきましては、議会事務局のほうから大石議員に報告いたします。

○16番（大石忠昭君） 後日、報告するちいうことですか。

○議長（安東正洋君） はい。

○16番（大石忠昭君） もう質問できんな。また。

今もまた、棄権をしたいと思うんだけど、棄権ちゅうのは、自席から棄権という言葉でいいですか、理由を述べて。

表決を棄権します。分からんから私は、能力がないことはないと思うけど、今の聞いた範囲では分からないから、後日、職員がちゅうことやけど、私が、

表決に賛成か反対か、どうしてもはっきりしないので、棄権をしたいんですよ。

○議長（安東正洋君） はい。

○16番（大石忠昭君） 棄権をここで今、述べていいですか。自席から述べたらいいですかちゅうことを聞いている、議長に。

○議長（安東正洋君） はい、自席からよろしくお願いたします。自席から。

○16番（大石忠昭君） 自席からね、結構です。

○議長（安東正洋君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

○16番（大石忠昭君） ここで議長、いいですか。

○議長（安東正洋君） 棄権するんですか。

○16番（大石忠昭君） 賛成討論、反対討論ではないけども、表決に棄権するというをここで述べていいですか。

○議長（安東正洋君） どうぞ、16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 北崎議会運営委員長から提案されました市議会の個人情報の制定についてはですね、私も朝、読んでみましたけれども、私の能力では中身が理解できないし、宇佐の議会も同じような議案が3月議会に提案されておりました。提案理由説明ももらいました。反対討論ももらいましたけどね、どちらも私は、宇佐のものも高田のものもなかなか理解できない状況なんですよ。

それで、大枠でいったらね、今もう、国のほうがマイナンバーカードを推進しながら、全国民のデータを集約しまして、個人情報も何もかもね、名前を変えて情報を集約する仕組みになっているんですよ。

非常に危険性がありますので、私は問題と思うけん、その問題が、提案者に質問した範囲での答弁で分からない、後、事務局から報告があるそうですけどね。

今の段階では、この条例を制定することが市民にとって、あるいは市議会議員にとって、市の職員にとってプラスになるかという確信もありませんので、賛成もしない、反対もしない、表決に参加できないという表明をして退席します。

いいですか。（発言する者あり）退席したらいい

3月28日

んだよね。退席せんでいいち言よるけどな。退席しますよ。

○議長（安東正洋君） はい。

（大石忠昭君 退席）

○議長（安東正洋君） これより、議案第1号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（安東正洋君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

大石議員、入場をお願いします。

（大石忠昭君 入場）

○議長（安東正洋君） 日程第9、意見書案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書案について、提案理由の説明を申し上げます。

東九州新幹線は、全国新幹線鉄道整備法における基本計画路線と位置づけられ、着工予定、開業予定ともに未定のまま現在に至っております。

東九州地域を横断する東九州新幹線は、九州新幹線と接続することで、交流人口の増加、地域の活性化、産業振興などに大きな効果をもたらすものであり、産業・経済・文化等の発展に重要な社会経済インフラとして、早期整備、早期実現が望まれております。

よって、東九州新幹線の早期整備と実現に向け、次の3項目について強く求めます。

1、第2期新幹線整備計画の策定及び当該計画の策定に向けた調査のための財源確保

2、東九州新幹線の整備計画路線への格上げ及び所要の財源確保

3、地方公共団体の負担軽減のための財源措置の拡充

以上、本意見書について、議員各位のご協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（安東正洋君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安東正洋君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号については、委員会の付

託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 意見書案について、提案者の土谷議員に質問をいたします。

一言で言いますと、東九州新幹線の早期整備実現に向けて、整備計画路線へ格上げをして、財源も地方の負担を軽くするという要請だと思うんですけども、私はこれまでの経過を知っているだけに、今、市民の皆さんが、東九州新幹線を必要としているかどうかと、必要という声は全く私は聞いておりません。それは莫大な経費がかかるからです。

それよりも、日豊線の路線が次々と減らされる、あるいは無人化をされる、あるいは宇佐駅についてもエレベーターをつけてほしい、エスカレーターをつけてほしいと言ってもなかなかできないぐらい問題なのにね、東九州新幹線よりは日豊線路線をもっともっと市民にとって利用しやすいようにするほうが大事だなと私は思うもんだから、質疑として、3項目あり、財源問題がそれぞれうたわれているんですけど、実際の提案者は、今度のこの東九州の新幹線を新設することによって、どれぐらいの総事業費が見込まれるというように考えているのでしょうか。

だから、本当にそれだけの経費をかけて実現することが、豊後高田市民においても、みんなのためになる、みんなも求めていくことだというように理解した上での提案なんでしょうか。

今回こういう形で提案することになった経過についても、市民に分かりやすいように説明してもらったと思います。

以上です。

○議長（安東正洋君） 産業建設委員長、土谷信也君。

○産業建設委員長（土谷信也君） 総事業費については、掌握は私はしておりません。

それから、目的とすれば、東九州新幹線実現により、協議会の設置目的でもある九州周防灘地域の経済発展に寄与するものと考えているためであります。

あともう一つは何ですか、いいですか。（○16番（大石忠昭君） どういう経過で提案をするようになったのか）本意見書案を提出すべき決定した会派の代表者会議において、事業を所管する産業建設委員長、それから副委員長で提出することになりました。そういうことです。すみません、詳しくは掌握しておりません。

(○16番(大石忠昭君) 議長、質疑は終わります)

○議長(安東正洋君) ほかに質疑はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。
16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) 日本共産党の大石忠昭であります。私は、今提案のありました東九州新幹線の早期整備と実現を求める意見書について反対討論をいたします。

今、提案者に質問をしましたが、分からない点がかなりありました。

私がかかっているのは、この東九州新幹線は、総事業費が約2兆6,000億円という発表がありまして、それは1973年につくり上げられた基本計画に示されている数字です。しかし、何十年もたっても着工のめどが全く立っていません。

そういう中で、広瀬知事は今回退任をしましたが、広瀬知事は県議会で、東九州新幹線の整備計画への一刻も早い格上げと早期実現、今の意見書と同じ立場を取りましてね、表明をしまして、そして、2016年の第4回定例会では、とにかく早期実現、早期着工に向けて、知事としても努力する表明があったんですよ。

その次はですね、大分県東九州新幹線整備推進期成会を立ち上げまして、調査費についても県民の税金180万円で予算化したこともありました。

しかし、この知事の東九州新幹線の早期着工、早期実現、あるいは調査費をつけてやりかけましたけれどもですね、一歩も進んでいないんです。これは私の調査ですよ。

しかし、現状は、一方では日豊線がいろいろ路線が減らされる。豊後高田市には日豊線の駅もない状況ですけどね。日豊線各所で無人化が進んでおりまして問題になっておりますわね。

そういう中で、今の地域経済に及ぼす影響は大きいし、豊後高田市が観光振興をしておりますけど、それでも影響がかなりあると思うんですよ。

だから、私は、なかなかめどが立たない東九州新幹線に2億6,000万円をかけるようなね、公共投資をするよりは、むしろ現在ある日豊本線をですね、もっと利便性を向上させるためにこそ、関係者に意見を上げていく、要望をしていくことのほうが大事だと思いますし、市民の中からも、今、私が付き合っ

ている市民の皆さんから、まだ今誰一人とありません。私のところに誰一人とですね、東九州新幹線を早く造ってくれという要望はありませんのでね。

それに本当に2兆6,000億円を超えるような税金をつぎ込むのではなくて、むしろですね、日豊線の利便性を考えて、減便を食い止める、あるいは宇佐駅にエレベーターやエスカレーターをつけるなどのほうにこそ国民の税金を使ってもらいたいと思いますので、今、豊後高田市議会でこういう東九州新幹線の早期着工を求めるような意見書を出すことには同意できませんので、反対をいたします。

ぜひ、ご賛同をお願いいたしまして、終わります。

○議長(安東正洋君) ほかに討論はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) これにて討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安東正洋君) 起立多数であります。

よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(安東正洋君) 日程第10、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安東正洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

○議長(安東正洋君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第1回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。ご苦勞でございました。

午後2時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

3月28日

豊後高田市議会議長 安東正洋

豊後高田市議会議員 於久弘治

豊後高田市議会議員 中尾勉